



いずれかのワクチンが清瀬市に接種歴のないまたは接種回数を終えていない方へのご案内です。
(接種日に清瀬市に住民登録がある方対象のお知らせです)

● ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン

公費(無料)対象・・・5歳の誕生日の前日まで

ヒブ感染症：初期はかぜの症状と同じですが、重症化すると、脳やのどの奥(喉頭)、肺、関節などに炎症を起こします。細菌性髄膜炎や肺炎などを起こす可能性もあります。後遺症が残ったり、最悪の場合、亡くなることもある怖い病気です。

肺炎球菌感染症：肺炎球菌は鼻やのどから体に入り、肺炎を発症させるだけでなく、細菌性髄膜炎や重い中耳炎などを引き起こすことがあります。初期症状は、かぜと区別がつきにくく、注意が必要です。特に集団保育などで多くの子どもと触れ合う機会のある子は、よりかかりやすいといわれています。



● 四 種 混 合

(DPT-IPV・・・百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎)

公費(無料)対象・・・7歳6か月未満

百日咳：百日咳菌の飛沫感染で起こります。かぜのような症状ではじまり、次第に咳がひどくなり、顔を真っ赤にして連続的に咳き込むようになります。せきのあと急に息を吸い込むので、笛を吹くような音が出ます。熱は通常出ません。乳幼児は咳で呼吸が出来ず、唇が青くなったり(チアノーゼ)けいれんが起きることがあります。肺炎や脳症などの重い合併症を起こします。乳児では命を落とすこともあります。

ジフテリア：ジフテリア菌の飛沫感染で起こります。感染は主にのどですが、鼻にも感染します。症状は高熱、のどの痛み、犬吠様のせき、嘔吐などで、偽膜と呼ばれる膜ができて窒息死することもあります。発病2～3週間後には菌の出す毒素によって心筋障害や神経麻痺を起こすことがあるため注意が必要です。

破 傷 風：ヒトからヒトへ感染するのではなく、土の中にいる菌が、傷口からヒトの体内に入ることによって感染します。菌が体の中で増えると、菌の出す毒素のために、筋肉の痙攣を起こします。最初は口が開かなくなるなどの症状が気付かれ、やがて全身の痙攣を起こすようになり、治療が遅れると死に至ることもある病気です。

急性灰白髄炎：ポリオは小児での発生が多かったので「小児まひ」とも呼ばれますが、小児に限った病気ではありません。感染したヒトの便中に排泄されたポリオウイルスは、他のヒトの口から入り咽頭や腸管で感染増殖することで、ヒトからヒトへ感染します。感染してもほとんどの場合は症状がでず、一生抵抗力(終生免疫)が得られます。症状がでる場合、ウイルスが血液を介して脳・脊髄へ感染が広まり、麻痺を起すことがあります。

● MR(麻しん・風しん)第1期

公費(無料)対象・・・2歳の誕生日の前日まで

麻しん(はしか)：熱・せき・鼻水などのかぜのような症状から始まりますが、やがて高熱と発疹が出ます。感染力が非常に強く、肺炎や中耳炎、脳炎を合併することもある大変怖い病気です。

風 し ん：「三日ばしか」ともいわれ、症状は麻しんに似ていて三日くらいでおさまります。大人になってからは重症化しやすく、妊娠初期にかかると先天性風しん症候群と呼ばれる病気をもった児(心臓病、白内障、聴覚障害など)が生まれる可能性が高くなります。

★ワクチン別 対象年(月)齢・接種回数・間隔★

ワクチンの種類	接種開始月齢	接種間隔	備考
ヒブ ワクチン	生後2か月以上 7か月未満	初回：27日（医師が必要と認めた場合には20日）以上の間隔（標準的には27～56日まで）をおいて3回 追加：初回最後の接種から7か月以上（標準的には7～13か月）の間隔をおいて1回	初回接種は1歳未満までに終了してください。1歳を超えた場合は、初回の残りの接種は行わず、追加の1回のみを、前回接種から27日（医師が必要と認めた場合には20日）以上おいて接種してください。
	生後7か月以上 12か月未満	初回：27日（医師が必要と認めた場合には20日）以上の間隔（標準的には27～56日まで）をおいて2回 追加：初回最後の接種から7か月以上（標準的には7～13か月）の間隔をおいて1回	
	生後12か月以上5歳に至るまで	1回	
小児用 肺炎球菌 ワクチン	生後2か月以上 7か月未満	初回：27日以上の間隔で3回 追加：初回最後の接種から60日以上おいて、かつ生後12か月以降（標準的には12～15か月の間）に1回	2回目および3回目は2歳未満までに終了してください。2歳を超えた場合は、2回目と3回目は行わず、追加の1回のみを、前回接種から60日以上おいて接種してください。また、2回目が1歳を超えた場合、3回目は行わず、追加の1回のみを、前回接種から60日以上おいて接種してください。
	生後7か月以上 12か月未満	初回：27日以上の間隔で2回 追加：初回最後の接種から60日以上おいて、かつ生後12か月以降に1回	
	生後12か月以上2歳未満	初回：1回 追加：初回から60日以上おいて追加1回	
	2歳以上5歳に至るまで	1回	
四種混合	第1期初回接種 標準：生後2か月以上12か月に至るまで	初回：20日以上の間隔で3回	
	第1期追加接種 標準：1期初回接種（3回）終了後生後12か月以上18か月までの間隔をおく	追加：初回接種（3回）終了後、6か月以上おいて1回	
MR第1期	生後12か月以上24か月に至るまで	1回	

※ お子さまの母子健康手帳をご確認ください。

接種の際は、実施医療機関へは必ず予診票と母子健康手帳をご持参ください。

※ 接種の際には、市が送付している予診票が必要です。転入・紛失等でお手元に予診票がない場合は再発行いたします。母子健康手帳をお持ちの上、母子保健係窓口までお越しください。

※ この勧奨通知は、なるべく予防接種標準期間に公費で接種していただけるようお送りしております。ただし、接種実績が反映されるのに2か月程度かかりますので、行き違いで接種済みの際には、ご容赦ください。

問合せ先：

清瀬市福祉子ども部子育て支援課母子保健係 TEL042-497-2077